

平成23年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成23年9月6日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	教育長 松本昭男君
総務課長 関重夫君	企画課長 関利幸君
財政課長 藤江信義君	税務課長 黒川義治君
市民課長 佐瀬義雄君	介護健康課長 西川一男君
環境防災課長 目羅洋美君	都市建設課長 藤平喜之君
兼清掃センター所長	
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
福祉課長 関修君	水道課長 藤平光雄君
会計課長 花ヶ崎善一君	教育課長 中村雅明君
社会教育課長 菅根光弘君	代表監査委員 深堀金次郎君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守澤孝彦君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議事日程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 市長の所信表明
- 第6 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
(勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について)

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度勝浦市一般会計補正予算)

第7 議案上程・説明・報告

議案第35号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 市長等の給料及び教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 損害賠償の額の決定について

議案第40号 損害賠償の額の決定について

議案第41号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算

議案第42号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第43号 決算認定について
(平成22年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第44号 決算認定について
(平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第45号 決算認定について
(平成22年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算)

議案第46号 決算認定について
(平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第47号 決算認定について
(平成22年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第48号 決算認定について
(平成22年度勝浦市水道事業会計決算)

報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について

報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第8 休会の件

開 会

平成23年9月6日(火) 午前10時00分開会

○議長(丸 昭君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立い

たしました。これより平成23年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（丸 昭君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。守澤事務局長。

〔事務局長 守澤孝彦君登壇〕

○事務局長（守澤孝彦君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成23年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと思います。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る9月1日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月6日から9月15日までの10日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、次に、市長の所信表明に続いて、議案第33号及び議案第34号を上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決をお願いする。さらに、議案第35号から議案第48号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに、議案第41号の一般会計補正予算については担当課長より補足説明を受ける。議案第43号から議案第48号の決算認定については、市長の提案理由の説明に続いて、報告第4号及び報告第5号の報告を受け、さらに、監査委員からの決算審査意見、財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見の報告をお願いし、散会する。

第2日目の9月7日は議案調査等のため休会とし、第3日目の9月8日及び第4日目の9月9日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。なお、通告のありました議員は7名であります。

第4日目の9月10日及び第5日目の9月11日の2日間は、会議規則第10条の規定により休会とし、第6日目の9月12日は定刻午前10時に開会し、議案第35号から議案第48号までを逐次上程し、質疑を行い、それぞれ所管の常任委員会へ付託する。さらに、陳情3件を所管の常任委員会へ付託する。なお、議案第43号から議案第48号までの6件につきましては、いずれも決算認定でありますので、議長が指名する7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いすることになります。この委員の選任につきましては、各会派等の議席数割とし、議長の指名により選任されるものと存じます。

第8日目の9月13日及び第9日目の9月14日の2日間は、委員会審査等のため休会していた

だき、この間、9月13日の午前10時に総務常任委員会を、午後1時に教育民生常任委員会を、午後3時に建設経済常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の9月15日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案・陳情を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

その後、副市長の選任につき同意を求めることについて、及び教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件の追加議案の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て、採決をお願いする。

さらに、陳情が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、その場合にはそれを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

続いて、会議規則第157条の規定に基づく議員の派遣についてを諮っていただくとともに、各常任委員会の所管事務調査につきまして、会議規則第97条及び第103条の規定に基づく閉会中の継続調査に付することを諮っていただく。

その後、継続費の精算報告書について市長からの報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げまして、諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（丸 昭君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） 本日、平成23年9月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

行政報告に入る前に一言申し上げます。このたびの台風12号による記録的な豪雨で、友好都市の和歌山県那智勝浦町が甚大な被害を受けられました。被災された町民の皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

災害支援につきましては、徳島県勝浦町と連携を図りながら対応する予定でございますが、今後、議会にもご相談させていただくことになると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、放射線量の測定について申し上げます。7月26日から市内6カ所の定点、保育所、児童遊園等、児童福祉施設11カ所、幼稚園、小中学校11カ所、その他社会教育施設2カ所、公園2カ所の合計32カ所についてシンチレーションサーベイメーターを用いて、それぞれ地上1メートル、50センチメートル、1センチメートルの3段階の高さにおいて、1週間または2週間の間隔で空間放射線量を測定しております。

これまでの結果といたしましては、8月23日に総野集会所駐車場の地上1センチメートルで測定した1時間当たり0.12マイクロシーベルトが最高値でありました。

また、クリーンセンターの焼却灰、衛生処理場の汚泥に含まれる放射線セシウム濃度につきましては、焼却灰が1,361ベクレルで、環境省の福島県内の災害廃棄物の処理の方針における一般廃棄物最終処分場において、埋立て処分を可能とする放射線セシウム濃度の上限8,000ベクレルを下回りました。汚泥は、24ベクレルで、農林水産省が肥料に利用する放射線物質を含む汚泥の取り扱いについて、肥料原料として認める放射性セシウム濃度の上限200ベクレルを下回りました。

なお、空間放射線量につきましては、引き続き測定を実施し、「広報かつうら」及び市のホームページにおいて随時公表してまいります。

一方、勝浦市内で栽培された平成23年産米の放射性物質検査につきましては、8月15日に総野地区の中倉、17日に上野地区の原において採取した玄米の放射性物質検査を実施し、8月20日付で千葉県より検査の結果が発表され、2カ所とも放射性物質は検出されませんでした。これにより勝浦市内で生産される新米の安全性が確認されましたので、出荷自粛は解除され、生産者における出荷、販売等、また米の販売者、消費者による仕入れ、購入等ができることとなりました。

なお、市民の皆様には8月22日付で、米の放射性物質検査結果のお知らせ文を全世帯に配布し、周知いたしました。

次に、平成23年度夏季海水浴客の入り込み状況について申し上げます。

海水浴場開設につきましては、一部の海水浴場を除き、7月16日、土曜日から8月21日日曜日までの37日間開設いたしました。本年は、福島第一原子力発電所事故による風評や津波への不安、また、7月の天候不順が重なり、7月中の入り込み数は昨年に比べて大幅な落ち込みとなり、6万6,000人減の2万8,000人の入り込みでありました。8月の入り込み数は、昨年よりも7万8,000人減の13万5,000人となり、開設期間合計で昨年比較14万5,000人減の16万3,000人でした。

次に、海中公園センターの7月、8月入園者につきましては、昨年比8,034人減の2万6,350人でありました。

夏の恒例イベントであります勝浦若潮まつり花火大会は、8月13日に開催いたしましたところ、昨年比3,000人増の4万3,000人の来場者がありました。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（丸 昭君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月15日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決しました。

会議録署名議員の指名

○議長（丸 昭君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において刈込欣一議員及び黒川民雄議員を指名いたします。

市長の所信表明

○議長（丸 昭君） 日程第5、市長の所信表明であります。市長の所信表明を求めます。猿田市長。
〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） 平成23年9月定例市議会を開催するに当たりまして、市長就任後、初の市議会でございますので、私の市政運営に対しましての所信の一端を述べさせていただきます。

去る7月24日告示の市長選挙の結果、勝浦市政を担わせていただくこととなりました。

今年3月に就任されたばかりの山口和彦市長は病に倒れ、6月12日に突如ご逝去されました。市政運営の緒についた矢先であっただけに、さぞかし無念であつたろうと思います。

私は、志半ばでご逝去された山口市長の遺志を埋もれさせることなく、山口市政の継承を掲げさせていただきます、市長選挙に立候補した次第でございます。市政を担う責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

市民の皆様の負託にこたえられるよう、市政運営に全身全霊を傾注する覚悟でございますので、議員の皆様にはこれまで以上のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、所信を述べさせていただきます。

まず、第1に取り組んでいかなければならないのは、勝浦市の自然と産業を守るため、鶴原地先に計画されている産業廃棄物最終処分場の建設を阻止することです。風光明媚な自然環境と豊かな魚介類をはぐくむ磯根は、子々孫々まで引き継がなければなりません。

このため、6月議会でご承認いただきました残土条例を適正に運用しながら、何としても建設阻止につなげていきたいと考えております。

2点目といたしましては、防災対策の強化であります。未曾有の被害をもたらした3月11日の東日本大震災を教訓に、海岸線を抱えている本市といたしましても、津波ハザードマップを早急に見直すとともに、高台の避難地、避難路の確保など、防災対策の充実強化に努めてまいります。

3点目といたしましては、地域の産業振興策として、市街地の駐車場整備を進めてまいります。特に市民会館跡地につきましては、観光客のニーズにこたえるためにも、駐車場の整備とあわせ、魚介類等の物産店やレストランを設置することによって、地場産業の活性化につなげ

られるのではないかと思います。

この跡地活用につきましては、市民の皆様にご意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

4点目として、現役世代、子供たちが定住し、安心して暮らせるまちづくりとして、保育所がより便利になるために再編、建てかえを検討いたします。

また、学校耐震工事の早期完了を目指すとともに、学校、家庭、地域が連携をとりながら、次代を担う元気で活発な子供たちの育成に努めます。

5点目といたしましては、いろいろご意見をいただきました市民会館につきましては、市役所に隣接する市営野球場に建設することといたします。

6点目は、インフラの整備であります。JR勝浦駅の階段は長く、勾配もきついため、お年寄りや観光客に不便を来しておりますので、エレベーターを早期に設置したいと思っております。

また、圏央道へのアクセス向上に向け、松野バイパスの早期開通や上水道の未普及地域の解消に努めてまいります。

7点目は、市民参加型行政の展開といたしまして、市民の皆様のご意見をいただくための市民会議を設置いたします。

また、市民の皆様から募集する市民提案型事業なども進めていきたいと考えております。

このほか、医療・保健・福祉サービスを充実させるための施策や、農林水産業、観光商工業の振興策につきましても、現在策定中の総合計画に盛り込み、推進してまいりたいと考えております。

私は、風光明媚で自然環境に恵まれた勝浦市は、地域ブランドとしての潜在能力は非常に高いものがありますので、その魅力を発掘、再生して、全国に発信してまいります。

そして、次代を担う子供たちのために、元気な勝浦をつくるため、粉骨砕身、努力してまいりますので、議員の皆様の一層のご指導とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。所信表明とさせていただきます。

○議長（丸 昭君） これをもって市長の所信表明を終わります。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（丸 昭君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布のとおりであります。

それでは、日程第6、市長提出議案を上程いたします。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第33号 専決処分の承認を求めることについ

て、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年6月30日、法律第83号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る7月1日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をいただこうとするものであります。

それでは勝浦市税条例等の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

まず1点目は、市税条例で引用する地方税法等の条項に改正があったものについて、それぞれ条文の整理を行ったものであります。

次に、2点目として、附則の改正につきましては、平成20年改正の附則第2条で規定する個人の市民税に関する経過措置のうち、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に関する特例措置を2年間延長したものであります。

この特例期間の延長に伴い、平成22年改正の附則第3条で規定する個人の市民税に関する経過措置のうち、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行期間を2年間延長したものであります。

以上で議案第33号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第33号は承認することに決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第34号 専決処分の承認を求めることについ

て、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、勝浦ソフトボール部の全日本小学生男子ソフトボール大会への出場決定による補助金の交付等で、緊急を要することから、7月13日に専決処分したものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算においては、既定予算に178万6,000円を追加し、これにより予算総額は83億8,909万8,000円となりました。

歳出予算のうち、教育費におきましては、保健体育総務費に178万6,000円を追加したものであります。これに対する財源として、歳入予算に繰越金178万6,000円を追加計上したものであります。

なお、試合結果につきましては、全国48チームが出場し、ベスト8の成績でした。

以上で議案第34号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第34号は承認することに決しました。

議案上程・説明・報告

○議長（丸 昭君） 日程第7、議案を上程いたします。

議案第35号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 市長等の給料及び教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 損害賠償の額の決定について、議案第40号 損害賠償の額の決定

について、以上、6件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第35号から議案第40号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第35号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

まず1点目は、租税に関する罰則が強化されたこと等に伴い、市税条例で規定する過料を3万円から10万円に引き上げるとともに、たばこ税、鉱産税の納税管理人及び特別土地保有税に係る不申告に関する過料の規定を新たに加えるようにするものであります。

次に、2点目として、個人市民税に係る寄附金税額控除の適用下限を5,000円から2,000円に引き下げようとするものであります。

次に、3点目として、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象となる売却頭数の上限を2,000頭から1,500頭に引き下げた上で、特例を受ける期間を3年間延長しようとするものであります。

次に、議案第36号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は地方公務員法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が公務上または通勤途上の過失による事故等であり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により当該職員がその職を失わないものとするようにするものであります。

その改正の主な内容について申し上げます。

現在は、地方公務員法16条第2号に該当した場合、いわゆる欠格条項に該当した職員は、その内容にかかわらず、失職することとなっております。

しかしながら、この失職の要件は、故意と過失による差もなく、禁錮以上の刑に処せられた場合に一律に失職してしまうため、職員が公務中や通勤途中の過失による事故等の場合でも同様に扱われます。

このように、その刑の執行が猶予されたような場合と、故意または過失により刑に処せられた場合で同様の取り扱いとなってしまうことから、公務中や通勤途中で、かつ過失による事故等の場合で、その刑の執行が猶予されたような場合、その内容を精査し、状況によっては失職させないことができるようにしようとするものです。

次に、議案第37号 市長等の給料及び教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は市の財政状況が依然として厳しい状況にあることから、市長、副市長及び教育長の給料について、100分の3に相当する額を平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間、それぞれ減額し、人件費の抑制に努めようとするものであります。この特例措置により、年間109万6,000円の減額が見込まれます。

次に、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、旧法のスポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が本年6月24日に公布、8月24日から施行されたことに伴い、体育指導委員の

名称がスポーツ推進委員に改正されたことから、法を引用している本条例において、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第39号 損害賠償の額の決定についてであります。本案は平成23年7月1日、午前1時30分ごろ、市道部原布施線において、夷隅郡御宿町上布施1594番地、渡邊和則氏所有の軽自動車を同氏の父親である渡邊晴雄氏が運転中、対向車線からはみ出してきた自動車を避けようとハンドルを切ったところ、ふたが設置されていない道路側溝に落ち、ガードレールに接触して自動車が損傷したものであり、道路損害賠償責任保険で修理代55万4,073円のうち5万5,407円を賠償するため、議会の議決をいただき、損害賠償の額を決定しようとするものであります。

次に、議案第40号 損害賠償の額の決定についてであります。本案は、平成23年7月1日、午後2時30分ごろ、勝浦市沢倉81番地先の市有地の草刈りを都市建設課職員で実施したところ、付近に駐車してあった勝浦市沢倉88番地4、浅沼 匡氏所有の自動車に小石がはね、車体を損傷したものであり、車両の修理代65万5,883円及び代車代8万8,200円を賠償するため、議会の議決をいただき、損害賠償の額を決定しようとするものであります。

なお、この事故につきましては、勝浦市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険の該当となり、65万2,200円が支払われる予定です。

以上で議案第35号から議案第40号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第41号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算、議案第42号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第41号及び議案第42号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第41号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に7,983万3,000円を追加し、予算総額を84億6,893万1,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち総務費におきましては、情報管理費を主に885万7,000円を追加し、民生費におきましては、社会福祉総務費を主に3,151万7,000円を追加し、衛生費におきましては、予防費を主に184万7,000円を追加し、農林水産業費におきましては、漁港管理費を主に1,249万2,000円を追加し、商工費におきましては、商工業振興費を主に75万4,000円を追加し、土木費におきましては、道路維持費を主に2,309万円を追加し、教育費におきましては、中学校費の学校管理費を主に127万6,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に分担金及び負担金342万8,000円、国庫支出金57万2,000円、県支出金2,748万8,000円、繰越金761万2,000円、諸収入4,073万3,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第42号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算であります。今回の補正

予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に2,584万2,000円を追加し、予算総額を17億4,829万5,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち諸支出金におきましては、1,748万5,000円を追加し、基金積立金におきましては835万7,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に支払基金交付金666万円、繰越金1,918万2,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第41号及び議案第42号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） この際、担当課長から補足説明を求めます。藤江財政課長。

〔財政課長 藤江信義君登壇〕

○財政課長（藤江信義君） 命によりまして、議案第41号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算（第5号）の補足説明を申し上げます。

説明は、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

恐れ入りますが、12ページをお開き願います。まず、総務費であります。総務管理費の一般管理費で375万円の減額であります。このうち職員人件費の特別職419万円の減額につきましては、議案第37号で提案の市長及び副市長の3%の給料減額、並びに不在期間等に関連した給料、期末手当及び共済費の減額に伴う計上であります。

次に、一般事務経費44万円につきましては、市役所1階ロビーのテレビ更新に係る経費の計上であります。

次に、文書広報費40万7,000円の計上のうち、市民会議開催事業37万5,000円につきましては、まちづくりに関しての意見や提言を募るため設置する市民会議の委員報償費、25名、3回分の計上であります。市長への手紙事業3万2,000円につきましては、市長への手紙投函用提案箱等の購入及び郵便料の計上であります。

財産管理費47万円のうち、庁舎維持管理経費37万円につきましては、水道課等が使用しております庁舎別館の防水補修工事設計業務委託料の計上であります。市有地維持管理経費10万円につきましては、予算執行実績を踏まえた樹木伐採等、委託料の計上であります。

次に、情報管理費865万4,000円につきましては、平成24年4月に予定しております新しい住民情報システムへの移行に伴う光ファイバー導入工事及び庁舎内ネットワーク回線等敷設工事費等の準備経費の計上であります。

14ページをお開き願います。次に、諸費に300万円の計上であります。建設を予定しております古新田区より要望のありました集会施設整備事業補助金であります。なお、補助金交付要綱で定める補助基準につきましては、集会施設の新設及び改築の場合は、本体工事費の補助率4分の1、限度額300万円であります。

次に、徴税費の税務総務費7万6,000円につきましては、固定資産評価審査委員会の開催実績を踏まえた委員報酬等の追加計上であります。

16ページをお開き願います。次に、民生費であります。社会福祉費のうち社会福祉総務費に1,699万2,000円の計上であります。このうち一般事務経費104万1,000円につきましては、職員

の育児休業期間の延長に伴う臨時職員賃金等の計上であります。次に、住宅手当緊急特別措置事業59万3,000円につきましては、離職者に対する住宅手当の支給実績を踏まえた追加計上であります。次に、地域支え合い体制づくり事業に1,535万8,000円を計上いたしました。本事業は、県からの補助金1,442万9,000円を受けて実施する事業であります。このうち説明欄の4節、共済費から18節備品購入費までは、いずれも災害時における要援護者来庁システム整備事業に係る経費592万9,000円の計上であります。次に、地域支え合い体制づくり事業補助金942万9,000円につきましては、3団体に対する補助金で、1つ目が65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦を対象に緊急医療キット配布事業を実施する勝浦市社会福祉協議会に対する補助金78万7,000円、2つ目が観光農業の育成と事業化推進事業、並びに都市と農村交流簡易施設設置事業に係るNPO法人プライムシティ・生きがい村勝浦に対する補助金414万2,000円、3つ目が空き店舗を活用し、高齢者等のふれあいサロン設置事業に係るNPO法人宇宙21に対する補助金450万円の計上であります。

次に、障害者福祉費に177万7,000円を計上いたしました。このうち自立支援給付事業21万円につきましては、障害者自立支援法の改正に対応した受給者証作成システム改修業務委託料の計上であります。次に、自立支援医療費支給事業6,000円につきましては、身体障害者更生医療審査手数料の不足に伴うものであります。次に、国庫支出金等返還金156万1,000円につきましては、平成22年度の障害者更生医療費の確定に伴う返還金の計上であります。

次に、老人福祉費の公的介護施設等整備事業に1,093万5,000円を計上いたしました。全額県からの補助事業で、このうち地域密着型施設等開設準備事業補助金895万2,000円につきましては、認知症高齢者グループホームの開設準備に係るもので、上植野地区のあんしん勝浦上植野及び沢倉地区のアンダンテ勝浦に対するものであります。小規模介護施設等消火設備整備事業補助金198万3,000円につきましては、松部地区の認証高齢者グループホームあんしん勝浦のスプリンクラー及び火災報知機設備に係る補助金であります。

18ページをお開き願います。次に、児童福祉費のうち児童福祉総務費の一般事務経費42万円につきましては、平成22年度実績報告に伴う子ども手当及び特別児童扶養手当事務取扱交付金の返還金の計上であります。

次に、保育所費139万3,000円の計上につきましては、各保育所の緊急修繕料及び中央保育所の備品購入費の計上であります。

20ページをお開き願います。衛生費であります。予防費のがん検診推進事業114万7,000円につきましては、特定年齢における大腸がんの検診手帳及び無料クーポン券を交付し、大腸がんの早期発見を促進しようとするものであります。

次に、環境衛生費70万円につきましては、県補助制度の創設に伴う住宅用太陽光発電設備導入促進補助金10戸分の計上であります。

22ページをお開き願います。農林水産業費であります。農業費のうち農業振興費の農地・水保全管理支払交付金39万9,000円につきましては、水路等の農業用施設の長寿命化に取り組む市野川資源保全隊に対する交付金であります。

次に、農地費66万8,000円のうち、一般事務経費36万8,000円につきましては、農地農業用施設災害復旧事業積算システムのパソコンソフトに係る保守管理業務委託料の計上であります。かんがい排水整備事業30万円につきましては、補助実績及び今後の補助要望を踏まえた追加計

上であります。

次に、林業費268万4,000円のうち、小規模治山緊急整備事業130万円につきましては、松部地先の小規模治山緊急整備事業の事業量測定のための測量業務委託料の計上であります。保安林維持管理経費90万円につきましては、守谷地先の落石防護策維持管理のための樹木伐採業務委託料の計上であります。森林整備事業48万4,000円につきましては、上野及び総野育林組合が行う下刈り、枝打ち等に対する森林整備事業補助金の計上であります。

次に、水産業費の漁港管理費874万1,000円につきましては、勝浦東部漁港豊浜地区に堆積した岩等の泊地浚渫工事費の計上であります。

24ページをお開き願います。次に、商工費であります。商工総務費の旅費25万4,000円につきましては、兵庫県姫路市で11月12日及び13日に開催予定のB 1 グランプリ全国大会において観光PR等を行う市職員4名分の旅費の計上であります。

商工業振興費の商店街活性化等支援事業の補助金につきましては、B 1 グランプリ全国大会に係る勝浦市商工会への出展経費補助金50万円の計上であります。

26ページをお開き願います。土木費であります。道路橋りょう費のうち道路橋りょう総務費の一般事務経費517万4,000円のうち、道路台帳補正業務委託料437万4,000円につきましては、平成22年度中の工事等により補正が必要となった箇所に係るものであります。賠償金80万円につきましては、議案第39号及び議案第40号の損害賠償の額の決定に関連する賠償金の計上であります。

道路維持費834万2,000円のうち、市道維持管理経費の緊急応急工事費300万円につきましては、事業実績を踏まえた追加計上であります。交通安全施設整備・管理事業の道路区画線等線引業務委託料44万2,000円につきましては、勝浦部原線ほか1路線に係るものであります。排水整備事業の工事費490万円につきましては、出水ほか7カ所であります。

次に、道路新設改良費409万円のうち、道路改良事業の道路舗装修繕工事費224万円は、市野川ほか1カ所の計上であります。道路舗装新設工事費85万円につきましては、上植野地先であります。災害防除事業の工事費100万円につきましては、吉尾地先であります。

次に、都市計画費の街路事業費548万4,000円につきましては、墨名ほか3カ所の舗装修繕工事費の計上であります。

28ページは省略をさせていただき、30ページをお開き願います。教育費であります。教育総務費の事務局費における職員人件費、教育長分17万円の減額につきましては、議案第37号で提案の教育長の給料3%減額に関連した給料、期末勤勉手当及び共済費の減額であります。

次に、小学校費の学校管理費32万4,000円につきましては、浄化槽等の修繕料及び学校備品購入費の計上であります。

次に、中学校費の学校管理費80万円につきましては、受水槽揚水ポンプ等の修繕料の計上であります。

32ページをお開き願います。幼稚園費1万9,000円につきましては、浄化槽用マンホールふたの交換修繕料であります。

次に、社会教育費の社会教育総務費24万5,000円につきましては、県から市へのミヤコタナゴ保護事業委託料の増額に伴う大楠地区生息地の草刈り及び水路補強業務委託料の計上であります。

次に、体育施設費 5 万 8,000 円につきましては、荒川テニスコート周辺で使用する手動式芝刈機 1 台の購入経費であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。

8 ページをお開き願います。まず、分担金及び負担金であります。農林水産業費分担金 342 万 8,000 円のうち、農業費分担金 80 万 6,000 円につきましては、平成 22 年度繰越明許分である新官地先の小規模治山緊急整備事業費の確定に伴う勝浦市分担金徴収条例に基づく受益者分の計上であります。

次に、水産業費分担金 262 万 2,000 円につきましては、勝浦東部漁港豊浜地区の泊地浚渫事業に係る勝浦市分担金徴収条例に基づく受益者分の計上であります。

次に、国庫支出金の衛生費国庫補助金 57 万 2,000 円につきましては、がん検診推進事業補助金で、補助率 2 分の 1 の計上であります。

次に、県支出金であります。民生費県補助金の社会福祉費補助金 2,616 万 7,000 円のうち、障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金 21 万円及び離職者等生活就労等支援対策事業補助金 59 万 3,000 円は、いずれも補助率 10 分の 10 であります。地域密着型施設等の開設準備支援等事業交付金 895 万 2,000 円につきましては、認知症高齢者グループホーム 2 施設に対するものであります。介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 198 万 3,000 円につきましては、認知症高齢者グループホーム 1 施設に対するスプリングラー等の設置に係るものであります。千葉県地域支え合い体制づくり事業補助金 1,442 万 9,000 円につきましては、災害時等における要援護者台帳システム整備事業ほか 3 団体に対する補助金であります。

次に、衛生費県補助金の住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金 70 万円につきましては、10 戸分の計上であります。

次に、農林水産業費県補助金 37 万 6,000 円につきましては、森林整備事業補助金で補助率 10 分の 4 であります。

教育費委託金 24 万 5,000 円は、ミヤコタナゴ保護事業委託金で、補助率 10 分の 10 の計上であります。

10 ページをお開き願います。次に、繰越金に 761 万 2,000 円を計上いたしました。前年度純繰越金であります。

次に、諸収入であります。このうち過年度収入に 7 万 9,000 円を計上いたしました。特別障害者手当等給付費国庫負担金の過年度収入で、精算に伴うものであります。

次に、雑入に 4,065 万 4,000 円を計上いたしました。内訳は、市町村振興宝くじに係る交付金 3,994 万 7,000 円、並びに議案第 39 号及び議案第 40 号の損害賠償に関連する保険金の合計額 70 万 7,000 円であります。

以上で一般会計補正予算第 5 号の補足説明を終わります。なお、給与費明細書の説明は省略をさせていただきます。

○議長（丸 昭君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

11 時 10 分まで休憩いたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前１１時１０分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第43号ないし議案第48号、以上６件を一括議題といたします。本案はいずれも決算認定についてであります。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第43号から議案第48号、以上６件の決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この６件の議案は、いずれも平成22年度の各会計決算でありまして、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため、提案したものであります。

初めに、議案第43号について申し上げます。本件は、平成22年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。平成22年度の本市の財政運営は、市税等歳入確保に努める一方で、歳出面では経費の節減合理化に努めるとともに、限られた財源の効率的な執行に留意し、子育て支援のための子ども手当支給事業及び子ども医療費助成事業対象者等の拡充を実施するとともに、新たに児童生徒に対する子宮頸がん予防接種助成事業及び高齢者の肺炎球菌予防接種事業を創設したほか、産業振興として勝浦漁協の冷凍冷蔵庫建設事業を対象とする水産物産地流通加工施設高度化対策事業及び観光地魅力アップ緊急整備事業等を実施いたしました。

また、平成21年度からの継続事業であります勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業、並びに繰越事業であります豊浜小学校校舎耐震補強及び大規模改修事業を実施するとともに、国の社会資本整備総合交付金等を活用した道路舗装修繕事業及び市営住宅改築事業等を実施いたしました。

その結果、決算規模は、歳入で91億2,303万7,990円、歳出で86億3,792万9,669円であります。歳入歳出差引残額は、４億8,510万8,321円となりました。この決算規模は、前年度と比較いたしますと、歳入で９億3,554万9,894円の増、歳出で８億3,115万5,898円の増であります。

次に、議案第44号について申し上げます。本件は、平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で30億5,549万3,112円、歳出で28億2,427万2,940円であります。歳入歳出差引残額は２億3,122万172円となりました。国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は19億3,654万270円、前年度の18億3,887万8,520円に対し9,766万1,750円の増となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で6,996万8,401円、歳出で6,930万6,443円であります。歳入歳出差引残額は66万1,958円となりました。国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に係る外来患者数は、延べ7,001人となりました。

次に、議案第45号について申し上げます。本件は、平成22年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算であります。決算規模は、歳入歳出同額の３万8,187円となりました。老人保健特別会計につきましては、老人保健制度廃止後３年間の設置義務期間が経過したことから、平成22年度をもって廃止となりました。

次に、議案第46号について申し上げます。本件は、平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算であります。決算規模は、歳入で2億1,267万5,148円、歳出で2億1,235万2,648円であります。歳入歳出差引残額は32万2,500円となりました。本会計は、法令により市が行うこととされている後期高齢者医療保険料の徴収事務のほか、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康診査等を実施いたしました。

次に、議案第47号について申し上げます。本件は、平成22年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。決算規模は、歳入で17億1,642万6,241円、歳出で16億9,724万2,475円あります。歳入歳出差引残額は1,918万3,766円となりました。介護保険の主たる事業費であります保険給付費は15億5,880万8,266円で、前年度の14億6,067万3,785円に対し9,813万4,481円の増となりました。

次に、議案第48号について申し上げます。本件は、平成22年度勝浦市水道事業会計決算であります。業務状況につきましては、年間総給水量314万3,037立方メートル、1日最大給水量1万1,850立方メートル、1日平均給水量8,611立方メートルとなっております。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収入及び支出におきましては、水道事業収益8億1,795万4,501円に対し、水道事業費用7億2,875万336円で、8,920万4,165円の純利益を生じました。また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入8,474万2,550円に対し、資本的支出は3億3,284万4,124円あります。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,810万1,574円は、当年度分消費税資本的収支調整額865万1,685円、当年度分損益勘定留保資金1億3,880万7,439円及び建設改良積立金1億64万2,450円で補てんいたしました。

以上で議案第43号から議案第48号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第4号及び報告第5号について申し上げます。

初めに、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する報告であります。

平成22年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書にお示ししたとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

次に、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告でございます。

平成22年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により、資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書にお示ししたとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第4号及び報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第43号ないし議案第48号の決算認定についての提案理由の説明、並びに報告第4号及び報告第5号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、並びに資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。深堀代表監査委員。

〔代表監査委員 深堀金次郎君登壇〕

○代表監査委員（深堀金次郎君） ただいま議長からご指名がありましたので、平成22年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、並びに財政健全化に係る審査につきまして、松崎監査委員ともども慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び特別会計の決算について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が関係法令に準拠して作成されているか、予算の執行は適正に行われたか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で決算は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づき目的どおり執行されているか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、財政状況及び経営成績は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき、目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配布してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。審査に付されました資

金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配布してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますよう、お願い申し上げます。

以上をもちまして、平成22年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、並びに財政健全化の審査結果についての報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって報告を終わります。

休 会 の 件

○議長（丸 昭君） 日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月7日は議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、明9月7日は休会することに決しました。

散 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月8日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時28分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名

1. 市長の所信表明
1. 議案第33号～議案第34号の総括審議
1. 議案第35号～議案第48号の上程・説明、報告第4号～報告第5号の報告
1. 休会の件